

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成28年（不）第1号事件（平成28年6月23日申立て）について、岩手県労働委員会は、平成28年11月29日に第673回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、公益委員岡田寛史、公益委員本田純、公益委員太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 請求する救済内容の要旨

被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱い、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示の申出を行い、命令書受領後60日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法の道路（複数ある場合は各道路から）から見やすい場所に終日、10日間、不当労働行為認定の内容と今後その行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。

第2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、被申立人が、臨時的任用職員のうち単純労務職員に該当する者であっても単純労務職員として取り扱っていないため、岩手県内の日雇労働者、短期間の契約期間で労働する労働者は、労働組合への加入、結成を制限されていることが不当労働行為に当たるとして、平成28年6月23日に当委員会に申立てがあった事案である。

2 当事者等

- (1) 被申立人Y（以下「被申立人」という。）は、肩書地に所在する地方公共団体である。
- (2) 申立人X（以下「申立人」という。）は、肩書地を住所とする個人である。

3 審査の経緯

(1) 申立書の受付

申立人は、当委員会に対し、被申立人他 13 者が、岩手県内の日雇労働者等に対し、労働組合への加入及び結成を制限しているとして、本件申立てを郵送により行い、当委員会は平成 28 年 6 月 23 日付けで受付をした。

しかし、本件申立書には、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的内容、被申立人他 13 者が行ったと主張する行為の具体的な日時・場所・行為等の労働委員会規則第 32 条第 2 項第 3 号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及びどのような内容のポストノティスを求めているのか等の同規則第 32 条第 2 項第 4 号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠いていた。

(2) 申立て内容の不明な点の確認

ア 平成 28 年 7 月 4 日付けで、不当労働行為を構成する具体的事実等が具体的に記載されていなかったことにより、申立てに係る当事者適格など形式的要件を確認したいので規定様式で提出するよう依頼する旨の文書を申立人に送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。

イ 平成 28 年 8 月 10 日、申立書について相談をしたいので、当委員会事務局あてに連絡をするよう依頼する旨の文書を、申立人に特定記録郵便で送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。

ウ 平成 28 年 8 月 31 日、申立て内容について相談したいので、当委員会事務局あてに同年 9 月 16 日までに連絡するよう依頼する旨の文書を申立人に特定記録郵便で送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。

エ 平成 28 年 10 月 7 日、申立て内容について相談したいので、当委員会事務局あてに同年 10 月 21 日までに連絡するよう依頼する旨の文書を申立人に特定記録郵便で送付した。しかし、申立人からは何の連絡もなかった。

(3) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成 28 年 11 月 14 日の第 672 回公益委員会議において、本件申立てが、労働委員会規則第 32 条第 2 項に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済の内容」を欠いていたため、同年 11 月 24 日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年 11 月 15 日付け特定記録郵便で申立人に通知した。

(4) 救済申立ての一部取下げ

申立人は、平成 28 年 11 月 24 日に提出した「補正書」と題する文書において、申立書の被申立人から Y 以外の 13 者を削除する意思を明らかにした。これにより、申立人は、Y 以外の 13 者に対する申立てを取り下げたと認められる。

(5) 補正

(3)の補正勧告に対し、申立人は平成 28 年 11 月 24 日に「補正書」と題する文書を提出したが、これによっても、不当労働行為救済申立書において記載されるべき「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済の内容」を把握することは

できず、申立ての内容が補正されたとは認められない。

第3 判断

以上の経緯のとおり、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び同条同項第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠き、その補正がなされないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成28年11月29日

岩手県労働委員会
会 長 宮本 ともみ